



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号 外
第15号

目 次

規 則	
○職員等の旅費に関する規則の一部改正	1
訓 令	
○職員の宿日直手当支給規程等の一部改正	2
○栃木県公印規程の一部改正	6
○栃木県文書等取扱規程の一部改正	7
人事委員会	
○職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則の制定	11
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正	18
○職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正	18
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部改正	40
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正	45
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	46
○栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	48

規 則

栃木県規則第14号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則（昭和37年栃木県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級 ア <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（職員の給与に関する条例第6条第11項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。）以外の職員</p> <p>略</p> <p>備考 略</p> <p>イ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>別表第1（第2条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級 ア <u>再任用職員</u>（職員の給与に関する条例第6条第11項に規定する<u>再任用職員</u>をいう。以下同じ。）以外の職員</p> <p>略</p> <p>備考 略</p> <p>イ <u>再任用職員</u></p> <p>略</p> <p>備考 略</p>

附 則

む。)及び出先機関の長にあつては30日以上
の傷病休暇の請求にあつては幹事課長(会計局
にあつては、会計管理課長。以下同じ。)を
経て人事課長に、出先機関の長の3日以上
30日未満の休暇の請求、申出又は届出に
あつては主管部局長に、休暇願届書(別
記様式第17号)を提出することにより行
うものとする。

2～6 略

(職務専念義務免除)

第28条 職務に専念する義務の特例に
関する条例(昭和26年栃木県条例第18号)
及び職務に専念する義務の免除に関する規
則(昭和26年栃木県人事委員会規則第12
号)の規定に基づき、職員が職務に専念す
る義務の免除について承認を受けようとす
るときは、職専免承認簿(別記様式第22号)
を所属長に提出しなければならない。た
だし、出先機関の長が、3日以上職務に
専念する義務の免除の承認を受けようとす
るときは、主管部局長に職務専念義務免
除承認申請書(別記様式第22号の2)を
提出するものとする。

2 略

附 則

1・2 略

む。)及び出先機関の長にあつては30日以上
の傷病休暇の請求にあつては幹事課長(会計局
にあつては、会計管理課長。以下同じ。)を
経て人事課長に、出先機関の長の3日以上
30日未満の休暇の請求、申出又は届出に
あつては主管部長に、休暇願届書(別
記様式第17号)を提出することにより行
うものとする。

2～6 略

(職務専念義務免除)

第28条 職務に専念する義務の特例に
関する条例(昭和26年栃木県条例第18号)
及び職務に専念する義務の免除に関する規
則(昭和26年栃木県人事委員会規則第12
号)の規定に基づき、職員が職務に専念す
る義務の免除について承認を受けようとす
るときは、職専免承認簿(別記様式第22号)
を所属長に提出しなければならない。た
だし、出先機関の長が、3日以上職務に
専念する義務の免除の承認を受けようとす
るときは、主管部長に職務専念義務免
除承認申請書(別記様式第22号の2)を
提出するものとする。

2 略

附 則

1・2 略

3 平成31年4月1日から令和5年3月31日
までの間における第22条の規定の適用につ
いては、同条第1項中「の部長」とあるのは、
「の部長(国体・障害者スポーツ大会局長を
含む。)」とする。

別表消防防災課の部を削り、同表衛生福祉大学の部を次のように改める。

衛生福祉大学	看護学科専科の教務に従事する職員(フレックスタイム制勤務職員を除く。)	38時間45分	日曜日及び土曜日	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前7時30分から午後4時15分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
	その他の職員(フレックスタイム制勤務職員を除く。)	38時間45分	日曜日及び土曜日	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前7時30分から午後4時15分までの時間帯に割り振ることができる。	午後0時から午後1時まで

別表県南高等看護専門学院の部を削り、同表に次のように加える。

消防防災課	航空消防防災業務に従事す	4週間を平均して1週間当たり38	4週間につき8日とし、業務の実情に応	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応	午後0時から午後1時まで
-------	--------------	------------------	--------------------	----	-------------------------------------	--------------

る職員	時間45分とする。	じ所属長が定める。	じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。
-----	-----------	-----------	---

(栃木県綱紀委員会規程の一部改正)

第3条 栃木県綱紀委員会規程（昭和42年栃木県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、各部<u>(危機管理防災局を含む。)</u>の幹事課の課長及び栃木県職員労働組合員の中から知事が任命した者をもって充てる。</p> <p>附 則</p> <p>① 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、各部_____の幹事課の課長及び栃木県職員労働組合員の中から知事が任命した者をもって充てる。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第3項中「各部」とあるのは、「各部（国体・障害者スポーツ大会局を含む。）」とする。</u></p>

(栃木県庁議規程の一部改正)

第4条 栃木県庁議規程（昭和45年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(構成)</p> <p>第2条 庁議は、知事主宰のもとに、次の職にある者をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>危機管理防災局長</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総合政策課長、デジタル戦略課長、<u>広報課長</u>、市町村課長、地域振興課長、財政課長_____及び東京事務所長並びに知事が必要と認める者は、庁議に出席するものとする。</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 庁議は、知事主宰のもとに、次の職にある者をもって構成する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>国体・障害者スポーツ大会局長</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総合政策課長、デジタル戦略課長_____、市町村課長、地域振興課長、財政課長、<u>広報課長</u>及び東京事務所長並びに知事が必要と認める者は、庁議に出席するものとする。</p>

(栃木県職員研修規程の一部改正)

第5条 栃木県職員研修規程（平成9年栃木県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部局研修の実施)</p> <p>第4条 部局研修は、部局長（<u>栃木県部局設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）第1条に規定する部及び局の部局長及び会計局長をいう。以下同じ。）が、部局の職員に対し、業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることを目的として実</p>	<p>(部局研修の実施)</p> <p>第4条 部局研修は、部局長（<u>栃木県部設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）第1条に規定する部_____の部長及び会計局長をいう。以下同じ。）が、部局の職員に対し、業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることを目的として実</p>

<p>施する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>施する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「課の長並びに同規則」とあるのは「課の長、栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成31年栃木県規則第11号）第1条第1項に規定する課の長並びに栃木県行政組織規程」と、第4条中「部長」とあるのは「部長、国体・障害者スポーツ大会局長」とする。</u></p>
---	--

(栃木県行政情報システム運営規程の一部改正)

第6条 栃木県行政情報システム運営規程（平成12年栃木県訓令第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 部局 本庁（栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）第3条に規定する本庁をいう。次号において同じ。）の部、<u>危機管理防災局及び会計局</u>をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 部局 本庁（栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）第3条に規定する本庁をいう。次号において同じ。）の部 _____及び会計局をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第4号中「の部」とあるのは、「の部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。</u></p>

(栃木県副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第7条 栃木県副知事の担当事務に関する規程（平成28年栃木県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(担当事務)</p> <p>第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 副知事北村一郎の担当事務 ア・イ 略</p>	<p>(担当事務)</p> <p>第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 副知事北村一郎の担当事務 ア・イ 略</p>

ウ 生活文化スポーツ部に関すること。
 エ・オ 略
 カ 危機管理防災局に関するこ
 と。
 キ～コ 略
 (3) 略

ウ 県民生活部に関すること。
 エ・オ 略
 カ 国体・障害者スポーツ大会局に関するこ
 と。
 キ～コ 略
 (3) 略

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(人事課)

栃木県訓令第2号

本 庁
 出 先 機 関
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所
 教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 議 会 事 務 局
 警 察 本 部
 警 察 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>附 則 1～5 略</p>	<p>附 則 1～5 略 <u>(栃木県国体・障害者スポーツ大会局長印の形状等)</u> 6 <u>栃木県国体・障害者スポーツ大会局長印の形状、寸法及び書体並びにその用途は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="788 1581 1407 1890"> <thead> <tr> <th>ひ な 型</th> <th>寸 法</th> <th>書 体</th> <th>用 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 栃木県国体・障害者スポーツ大会局長印 </div> </td> <td style="text-align: center;">方20ミリメートル</td> <td style="text-align: center;">てん書</td> <td style="text-align: center;">一般文書用</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(国体・障害者スポーツ大会局の公印管理者)</u> 7 <u>国体・障害者スポーツ大会局における公印の保管管理は、総務企画課長が行うものとする。</u> 8 <u>総務企画課長に事故があるときは、あらかじめ総務企画課長が指定する職員が公印の保管管理を</u></p>	ひ な 型	寸 法	書 体	用 途	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 栃木県国体・障害者スポーツ大会局長印 </div>	方20ミリメートル	てん書	一般文書用
ひ な 型	寸 法	書 体	用 途						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 栃木県国体・障害者スポーツ大会局長印 </div>	方20ミリメートル	てん書	一般文書用						

代行する。

別表第1中 「栃木県
会計局
長之印」 を 「栃木県
〇〇局
長之印」 に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2 (第4条、第14条関係)			別表第2 (第4条、第14条関係)		
公印の種類	用途	保管課長等	公印の種類	用途	保管課長等
略			略		
知事印	略	略	知事印	略	略
	出先機関専用	略 矢板土木事務所長		出先機関専用	略 矢板土木事務所長 大田原土木事務所長
略			略		
局長印	一般文書用	危機管理課長 会計管理課長	<u>会計局長印</u>	一般文書用	会計管理課長
略			略		

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県訓令第3号

本 庁
出先機関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（完結文書の整理）</p> <p>第45条 完結文書（1年未満の保存年限が定められた完結文書、暦年整理を必要とする完結文書その他特別の事情のあるものを除く。）は、ファイル基準表に基づき、簿冊（別図第2号）、フォルダー（別図第3号）等（以下「簿冊等」という。）を用いて年度ごとに整理するものとする。ただし、保存年限が長期の完結文書についてはフォルダーを用いないこととし、電子文書及び映像又は音声等が記録されたものについては、文書管理システム又は記録媒体（<u>磁気ディスク</u>その他の電磁的記録に係る記録媒体に限る。以下同じ。）に年度ごとに整理するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（完結文書の整理）</p> <p>第45条 完結文書（1年未満の保存年限が定められた完結文書、暦年整理を必要とする完結文書その他特別の事情のあるものを除く。）は、ファイル基準表に基づき、簿冊（別図第2号）、フォルダー（別図第3号）等（以下「簿冊等」という。）を用いて年度ごとに整理するものとする。ただし、保存年限が長期の完結文書についてはフォルダーを用いないこととし、電子文書及び映像又は音声等が記録されたものについては、文書管理システム又は記録媒体（<u>光磁気ディスク</u>その他の電磁的記録に係る記録媒体に限る。以下同じ。）に年度ごとに整理するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則
1～3 略

附 則
1～3 略

(国体・障害者スポーツ大会局の文書記号)

4 国体・障害者スポーツ大会局の各課に係る文書の記号は、次のとおりとする。

課 名	記 号
総 務 企 画 課	国 体 総
行 幸 啓 課	国 体 行
施 設 調 整 課	国 体 施
競 技 式 典 課	国 体 競
全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 課	国 体 障

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第33条関係)

文書記号表

1 本庁

部	課 名	記 号
総 合 政 策 部	総 合 政 策 課	総 政
	デ ジ タ ル 戦 略 課	デ ジ 戦
	広 報 課	広
	市 町 村 課	市 町 村
	地 域 振 興 課	地 振
経 営 管 理 部	財 政 課	財
	人 事 課	人
	行 政 改 革 I C T 推 進 課	行 I
	職 員 厚 生 課	職 厚
	文 書 学 事 課	文 学
	管 財 課	管
	税 務 課	税
生 活 文 化 ス ポ ー ツ 部	県 民 協 働 推 進 課	県 協
	文 化 振 興 課	文 振
	ス ポ ー ツ 振 興 課	ス ポ 振
	く ら し 安 全 安 心 課	く ら し
	人 権 男 女 共 同 参 画 課	人 男 女
	統 計 課	統
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 課	保 福
	医 療 政 策 課	医 政
	高 齢 対 策 課	高 対
	健 康 増 進 課	健 康
	感 染 症 対 策 課	感 対
	障 害 福 祉 課	障
	こ ど も 政 策 課	こ 政
	生 活 衛 生 課	生 衛
	薬 務 課	薬
	国 保 医 療 課	国 保
	指 導 監 査 課	指 監
環 境 森 林 政 策 課	環 森 政	

環境森林部	気候変動対策課	気対
	環境保全課	環保
	自然環境課	自環
	資源循環推進課	資循
	林業木材産業課	林木産
	森林整備課	森整
産業労働観光部	産業政策課	産政
	工業振興課	工
	経営支援課	経支
	国際経済課	国際
	観光交流課	観光
	労働政策課	労政
農政部	農政課	農政
	農村振興課	農振
	経済流通課	経流
	経営技術課	経技
	生産振興課	生産
	畜産振興課	畜振
	農地整備課	農整
県土整備部	監理課	監
	技術管理課	技管
	交通政策課	交政
	道路整備課	道整
	道路保全課	道保
	河川課	河
	砂防水资源課	砂水
	都市計画課	都計
	都市整備課	都整
	建築課	建
	住宅課	住
用地課	用地	
危機管理防災局	危機管理課	危管
	消防防災課	消
会計局	会計管理課	会管

2 出先機関

出先機関名	記号
宇都宮県税事務所	宇県税
鹿沼県税事務所	鹿県税
真岡県税事務所	真県税
栃木県税事務所	栃県税
矢板県税事務所	矢県税
大田原県税事務所	大県税
安足原県税事務所	安県税
栃木県自動車税事務所	自税
県西健康福祉センター	西健康福
県東健康福祉センター	東健康福
県南健康福祉センター	南健康福
県北健康福祉センター	北健康福
安足健康福祉センター	安健康福

今市健康福祉センター	今健康福祉
栃木健康福祉センター	栃健康福祉
矢板健康福祉センター	矢健康福祉
烏山健康福祉センター	烏健康福祉
芳賀福祉事務所	芳福祉
下都賀福祉事務所	下福祉
那須福祉事務所	那福祉
県西保健所	西保健
県東保健所	東保健
県南保健所	南保健
県北保健所	北保健
安足保健所	安保健
県西保健所今市支所	西保健今
県南保健所栃木支所	南保健栃
県北保健所矢板支所	北保健矢
県北保健所烏山支所	北保健烏
中央児童相談所	中児童相
県北児童相談所	北児童相
県南児童相談所	南児童相
動物愛護指導センター	動愛セ
県西環境森林事務所	西環境森
県東環境森林事務所	東環境森
県北環境森林事務所	北環境森
県南環境森林事務所	南環境森
小山環境管理事務所	小環境
矢板森林管理事務所	矢森
計量検定所	計量
宇都宮労政事務所	宇労
小山労政事務所	小労
大田原労政事務所	大労
足利労政事務所	足労
河内農業振興事務所	河農振
上都賀農業振興事務所	上農振
芳賀農業振興事務所	芳農振
下都賀農業振興事務所	下農振
塩谷南那須農業振興事務所	塩農振
那須農業振興事務所	那農振
那須農業振興事務所那須広域ダム管理支所	那農振ダ
安足農業振興事務所	安農振
農業環境指導センター	農環セ
県中央家畜保健衛生所	中央畜衛
県南家畜保健衛生所	南畜衛
県北家畜保健衛生所	北畜衛
宇都宮土木事務所	宇土木
鹿沼土木事務所	鹿土木
日光土木事務所	日土木
真岡土木事務所	真土木
栃木土木事務所	栃土木
矢板土木事務所	矢土木

大田原土木事務所	大土
鳥山土木事務所	鳥土
安足土木事務所	安土
下水道管理事務所	下水管
東京事務所	東
総務事務センター	総務セ
美術館	美術
博物館	博物
とちぎ男女共同参画センター	男女セ
保健環境センター	保健セ
衛生福祉大校	衛福大
精神保健福祉センター	精保
障害者総合相談所	障総相
那須学園	那学
食肉衛生検査所	食検
林業センター	林セ
産業技術センター	産技セ
産業技術センター繊維技術支援センター	織支セ
産業技術センター県南技術支援センター	南支セ
産業技術センター繊維物技術支援センター	紬支セ
産業技術センター窯業技術支援センター	窯支セ
県央産業技術専門学校	県央産校
県北産業技術専門学校	県北産校
県南産業技術専門学校	県南産校
水産試験場	水産試
農業試験場	農試
農業試験場いちご研究所	いちご研
農業大校	農大
畜産酪農研究センター	畜酪研
公園事務所	公園
消防学	消学

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(文書学事課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「給与条例」という。）附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第9条第1項に規定する異動期間

(同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。

- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第12項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第10項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年栃木県人事委員会規則第5号。以下「初任給規則」という。)第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第5条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第16から別表第21までに定める初任給基準表(第7条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (9) 上限額 給与条例第6条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。
(給与条例附則第12項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第12項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
 - エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員
(給与条例附則第14項の人事委員会規則で定める職員)

第4条 給与条例附則第14項の人事委員会規則で定める職員は、警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員とする。

- (1) 警察法第56条の4第1項の規定による任命をされた日(以下この条において「特定任命日」という。)以後に初任給基準異動をした職員
- (2) 特定任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (3) 特定任命日の前日以後に育児短時間勤務等(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第12条第1項又は第22条の規定による勤務を含む。)をした職員(特定任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
- (4) 特定任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (5) 前条第2号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員
(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第5条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に

掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第5条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
 - (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第5条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。))には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。))には、異動日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料

として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第7条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第7条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場

合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第8条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第9条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第9条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場

合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と転任日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第10条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と降格等相当日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち

ち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第17項の規定による給料の支給）

第11条 初任給規則第12条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第10項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後、第11条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第11条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第11条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第12条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員
 - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- （この規則により難い場合の措置）

第12条 給与条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第12項、第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第11条 条例第13条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(6) 略 (6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において <u>10日</u> _____の範囲内の期間 (7)～(17) 略 2・3 略	(特別休暇) 第11条 条例第13条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(6) 略 (6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において <u>5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）</u> の範囲内の期間 (7)～(17) 略 2・3 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第8号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料の調整を行う職及び調整額) 第6条 略 2 職員（次項各号に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、 <u>調整基本額</u> _____	(給料の調整を行う職及び調整額) 第6条 略 2 職員 _____ の給料の調整額は、 <u>当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給</u>

_____にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額_____

_____とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。） 勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児短時間勤務職員等（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。） 勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 任期付短時間勤務職員等（育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 勤務時間等条例第2条第4項の規定

料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に勤務時間等条例第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

（端数計算）

第7条 前条第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

（給料の調整額の支給期間）

第8条 第6条第2項、第3項及び第5項に定める調整額は、職員が同条第1項に掲げる職にある限り、その職員の給料額に加えて支給するものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 略

2・3 略

4 条例第19条第2項の規定により年間の勤務時間を算定する場合には、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間等条例第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、7時間45分に勤務割合を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減ずるものとする。

附 則

1～3 略

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の給

第7条 削除

（給料の調整額の支給期間）

第8条 第6条第2項 _____ に定める調整額は、職員が同条第1項に掲げる職にある限り、その職員の給料額に加えて支給するものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 略

2・3 略

4 条例第19条第2項の規定により年間の勤務時間を算定する場合には、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間等条例第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（再任用短時間勤務職員 _____、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、7時間45分に勤務割合を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減ずるものとする。

附 則

1～3 略

料の調整額)

4 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条関係）

定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,600円
3 級	7,700円
4 級	8,700円
5 級	9,200円
6 級	9,600円
7 級	10,300円
8 級	11,300円
9 級	12,300円

ウ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	7,800円
3 級	8,500円
4 級	9,800円
5 級	11,200円

エ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円

4 級	14,000円
-----	---------

オ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円

カ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和27年栃木県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教務手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u></p> <p>_____の規定により採用された職員_____ (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員等</u>」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「3万1,500円」とあるのは「3万1,500円に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号)第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「<u>勤務割合</u>」という。)を乗じて得た額」と、「1万6,000円」とあるのは「1万6,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(教務手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」という。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員等</u>」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「3万1,500円」とあるのは「3万1,500円に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号)第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「<u>勤務割合</u>」という。)を乗じて得た額」と、「1万6,000円」とあるのは「1万6,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする。</p>

(端数計算)
第28条 特殊勤務手当の額が月額で定められている定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等の特殊勤務手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の特殊勤務手当の月額とする。

(端数計算)
第28条 特殊勤務手当の額が月額で定められている再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等の特殊勤務手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の特殊勤務手当の月額とする。

(職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する規則(昭和29年栃木県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(非常勤職員に対する退職手当)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する者のうち、任期を定めて任用される職員で、その任期の満了によって退職したものに對する退職手当の基本額は、<u>条例第4条及び附則第8項</u>の規定にかかわらず、<u>条例第3条第2項の規定の例により計算した額に100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第4条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例附則第5項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>(3) <u>条例附則第6項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>(4) <u>条例附則第7項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>(5) <u>条例附則第11項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>(6) <u>条例附則第12項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員とし</p>	<p>(非常勤職員に対する退職手当)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する者のうち、任期を定めて任用される職員で、その任期の満了によって退職したものに對する退職手当の基本額は、<u>条例第4条及び附則第24項</u>の規定にかかわらず、<u>条例第3条第2項の規定の例により計算した額に100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第4条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例附則第21項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>(3) <u>条例附則第22項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>(4) <u>条例附則第23項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間</p> <p>(5) <u>条例附則第27項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間</p> <p>(6) <u>条例附則第28項</u>の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員とし</p>

ての引き続いた在職期間とみなされる国立大学
法人等の職員としての引き続いた在職期間
(7) 略

附 則

- 1 略
(条例附則第14項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額)
- 2 条例附則第14項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第6条の6に規定する給料の月額とする。
- 3 略
(11年未満勤続後の60歳以後退職職員についての適用除外)
- 4 当分の間、条例第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者を除く。)には適用しない。

ての引き続いた在職期間とみなされる国立大学
法人等の職員としての引き続いた在職期間
(7) 略

附 則

- 1 略
(条例附則第30項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額)
- 2 条例附則第30項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、第6条の6に規定する給料の月額とする。
- 3 略

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年栃木県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</u></p> <p>第8条の2 略</p> <p>第16条 条例第12条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居(当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事</p>	<p><u>(再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</u></p> <p>第8条の2 略</p> <p>第16条 条例第12条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居(当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事</p>

1年未満	21,000
1年以上2年未満	21,000
2年以上3年未満	21,000
3年以上4年未満	21,000
4年以上5年未満	21,000
5年以上6年未満	21,000
6年以上7年未満	18,900
7年以上8年未満	16,800
8年以上9年未満	14,700
9年以上10年未満	12,600
10年以上11年未満	10,500
11年以上12年未満	8,400
12年以上13年未満	6,300
13年以上14年未満	4,200
14年以上15年未満	2,100

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第2号の職員となった日以後の期間を示す。

(職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第6条 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則(昭和46年栃木県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>第1条 略</p> <p>(職員の特地勤務手当の支給に関する規則の廃止)</p> <p>第2条 略</p> <p>(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)</p> <p>第3条 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、第2条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p>2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第2条第3項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</p> <p>(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)</p> <p>第4条 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p>

であって、条例第13条の3第1項に規定する異動又は事務所の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた事務所に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）において当該職員以外の職員であったものに対する第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第7条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 条例第20条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、<u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <hr/> <p>_____（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）<u>、育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）</u>その他人事委員会の定める者に限る。）となったもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員等</u>その他人事委員会の定める者に限る。）となったもの</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>第3条 条例第20条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員_____」</u>という。）<u>、育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）</u>その他人事委員会の定める者に限る。）となったもの</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、<u>再任用短時間勤務職員_____、任期付短時間勤務職員等</u>その他人事委員会の定める者に限る。）となったもの</p> <p>ア～オ 略</p>
<p>第5条 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員等</u>としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、</p>	<p>第5条 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、<u>再任用短時間勤務職員_____</u>又は任期付短時間勤務職員等としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、</p>

当該退職とする。

第8条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア～オ 略

(2) 略

2 略

（勤勉手当の成績率）

第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
100分の200（条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の240）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の95
（特定幹部職員にあつては、100分の115）

当該退職とする。

第8条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員等に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

ア～オ 略

(2) 略

2 略

（勤勉手当の成績率）

第16条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員
100分の200（条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の240）

(2) 再任用職員 100分の95
（特定幹部職員にあつては、100分の115）

（住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第8条 住居手当の支給に関する規則（昭和49年栃木県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条 条例第11条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年栃木県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>を除外。）で、<u>単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項第3号</u>に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は事務所の移転（国家公務員等（条例第11条の4第2項に規定する国家公務員等をいう。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年栃木県条例第2号）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年栃木県条例第43号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰又は職員の分</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第4条 条例第11条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年栃木県人事委員会規則第2号）第5条第2項に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>を除外。）で、<u>同項第3号</u>に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は事務所の移転（国家公務員等（条例第11条の4第2項に規定する国家公務員等をいう。）であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年栃木県条例第2号）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年栃木県条例第43号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰又は職員の分</p>

限に関する条例（昭和26年栃木県条例第44号）第2条第2号の規定による休職から復職した職員にあっては当該復職）の直前の住居であった住宅（県有公舎及び職員宿舎等を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

限に関する条例（昭和26年栃木県条例第44号）第2条第2号の規定による休職から復職した職員にあっては当該復職）の直前の住居であった住宅（県有公舎及び職員宿舎等を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第9条 給料の特別調整額に関する規則（昭和52年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給額）	（支給額）
<p>第3条 給料の特別調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額、人事委員会が別に定める職にある職員にあっては別に定める額）</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（人事委員会が別に定める職にある職員にあっては、別に定める額）</p>	<p>第3条 前条第1項に規定する職にある職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、人事委員会が別に定める職にある職員にあっては別に定める額）とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職にある職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては別に定める額）とする。</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「特別調整額欄に定める額」とあるのは、「特別調整額欄に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>① 略</p> <p>てはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、人事委員会が別に定める職にある職員にあっては別に定める額」とする。</p>
---	---

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第10条 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第12条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u></p> <p>_____の規定による採用（法_____</p> <p>_____の規定により退職した日_____</p> <p>_____</p> <p>_____の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第12条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日</u>におけるものに限る。）をされたこと。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p>

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第11条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年栃木県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の管理職員（給料の特別調整額に関する規則（昭和52年栃木県人事委員会規則第2号。以下「特別調整額規則」という。）別表第1に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。）次に掲げる当該管理職員の占める職に係る特別調整額規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア～オ 略</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る特別調整額規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア <u>1種 11,000円（人事委員会が別に定める職員にあつては、9,000円）</u> イ <u>2種 9,000円</u> ウ <u>3種 7,000円</u> エ <u>4種又は5種 5,000円</u> オ <u>6種又は7種 3,000円</u> (3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の</p> <hr/> <p>区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る特別調整額規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア <u>1種 6,000円（人事委員会が別に定める職員にあつては、5,000円）</u> イ <u>2種 5,000円</u> ウ <u>3種 4,000円</u> エ <u>4種又は5種 3,000円</u> オ <u>6種又は7種 2,000円</u></p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る特別調整額規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア <u>1種 5,500円（人事委員会が別に定める職員にあつては、4,500円）</u> イ <u>2種 4,500円</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>給料の特別調整額に関する規則（昭和52年人事委員会規則第2号。以下「特別調整額規則」という。）別表第1に掲げる職を占める職員（以下「管理職員」という。）</u> 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る特別調整額規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>当該管理職員の占める職に係る特別調整額規則別表第1に掲げる</u>区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>1種 6,000円（人事委員会が別に定める職員にあつては、5,000円）</u> (2) <u>2種 5,000円</u> (3) <u>3種 4,000円</u> (4) <u>4種又は5種 3,000円</u> (5) <u>6種又は7種 2,000円</u></p>

- ウ 3種 3,500円
- エ 4種又は5種 2,500円
- オ 6種又は7種 1,500円

4 略

附 則

1 略

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第3項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

4 略

附 則

① 略

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第12条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条の4 条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日（条例第8条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、7時間45分（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第3条第1項の週休日以外の日の日数で除して得た時間）とすること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号（ただし書を除く。）及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>（超過勤務を命ずる際の考慮）</p> <p>第5条の5 略</p> <p>2 任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間（条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が常時勤務を要する職</p>	<p>第1条の4 条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日（条例第8条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、7時間45分（<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあっては、当該再任用短時間勤務職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第3条第1項の週休日以外の日の日数で除して得た時間）とすること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号（ただし書を除く。）及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>（超過勤務を命ずる際の考慮）</p> <p>第5条の5 略</p> <p>2 任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間（条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が常時勤務を要する職</p>

を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次休暇の日数)

第7条 条例第11条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

第7条の2 条例第11条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 当該年度の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員(次号に掲げる職員を除く。) その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の年次休暇日数の欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数(以下この条において「基本日数」という。)
- (2) 当該年度において、国家公務員等(条例第11条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。)となった者であって引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となっ

を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(年次休暇の日数)

第7条 条例第11条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員)及び特定業務任期付短時間勤務職員等)のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員)及び特定業務任期付短時間勤務職員等)のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

第7条の2 条例第11条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 当該年度の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員(次号に掲げる職員を除く。) その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の年次休暇日数の欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員)及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数(以下この条において「基本日数」という。)
- (2) 当該年度において、国家公務員等(条例第11条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。)となった者であって引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となっ

たものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の年次休暇日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員

又は特定業務任期付短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2・3 略

4 条例第11条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

5・6 略

第7条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これ

たものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の年次休暇日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）又は特定業務任期付短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2・3 略

4 条例第11条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 略

(2) 再任用職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

5・6 略

第7条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これ

を四捨五入して得た日数)とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) 略

2 略

(組合休暇)

第13条 略

2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等の組合休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を限度とする。

(1)・(2) 略

3 年度の中途において新たに職員となった者の組合休暇の期間は、その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の組合休暇日数の欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)とする。

を四捨五入して得た日数)とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) 略

2 略

(組合休暇)

第13条 略

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等の組合休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を限度とする。

(1)・(2) 略

3 年度の中途において新たに職員となった者の組合休暇の期間は、その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の組合休暇日数の欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)とする。

4・5 略

4・5 略

(再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則の一部改正)

第13条 再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則（平成13年栃木県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則</u></p> <p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <hr/> <p>職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「給与条例」という。）<u>第6条第11項</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 育児休業条例附則第4条の規定により読み替えられた給与条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等（第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。</u></p>	<p><u>再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則</u></p> <p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「給与条例」という。）<u>第6条の2</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>① 略</u></p>

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

第14条 職員の苦情の処理に関する規則（平成17年栃木県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員（離職した者を含む。次条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した者にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項</u> の規定による採用に関する苦情相談</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員（離職した者を含む。次条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した者にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4又は第28条の5</u> の規定による採用に関する苦情相談</p>

(職員及び学校職員の意に反する降給に関する規則の一部改正)

第15条 職員及び学校職員の意に反する降給に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>職員分限条例附則第3項及び学校職員分限条例附則第5項の規定による通知は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</u></p>	<p align="center">附 則</p> <p>① 略</p>

（職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第16条 職員の退職管理に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center">（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項</u> の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 略</p>	<p align="center">（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u> の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 略</p>

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正）

第17条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年栃木県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center">（超過勤務手当に相当する報酬）</p> <p>第5条 第1号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>（給与条例第6条第11項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。）の例による。ただし、勤務1時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの報酬の額は、第21条の規定により算出した額とするものとする。</p>	<p align="center">（超過勤務手当に相当する報酬）</p> <p>第5条 第1号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、<u>再任用短時間勤務職員</u>（給与条例第6条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）の例による。ただし、勤務1時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの報酬の額は、第21条の規定により算出した額とするものとする。</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。）を除く。）は、法第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）とみなして、第1条の規定による改正後の職員の給料等の支給に関する規則（以下「新給料等支給規則」という。）第6条第4項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給料等支給規則第6条第3項及び第4項の規定を適用する。

第3条 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「給与条例」という。）第9条の規定により給料の調整を行う職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号。以下「定年条例」という。）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）をいう。以下同じ。）第3条に規定する年齢（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。）に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新給料等支給規則第6条及び第7条並びに前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新給料等支給規則第6条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に旧給与条例（職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号。以下「一部改正等条例」という。）第1条の規定による改正前の給与条例をいう。以下同じ。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第1条の規定による改正前の職員の給料等の支給に関する規則第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第1条の規定による改正前の職員の給料等の支給に関する規則第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第2条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第4条第2項及び第28条の規定を適用する。

（通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与条例第12条第1項第1号又は第3号に掲げる職員であつて、通勤手当の支給に関する規則第16条第1号に規定する常例にあるものは、給与条例第12条第4

項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（旧法第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（法第28条の6第1項の規定により退職した日（法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第6条 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する第4条の規定による改正後の通勤手当の支給に関する規則第16条の規定の適用については、同条第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第7条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第3条、第5条及び第8条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第16条の規定を適用する。

（給料の特別調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第8条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第9条の規定による改正後の給料の特別調整額に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の給料の特別調整額に関する規則第3条の規定を適用する。

（単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第9条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当の支給に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する事務所に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、給与条例第12条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（旧法第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（法第28条の6第1項の規定により退職した日（法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第10条 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する第10条の規定による改正後の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第11条 施行日前に、第10条の規定による改正前の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第2条第1項及び第3項の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第7条の2第1項第2号及び第4項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の4、第5条の5第2項、第7条、第7条の2第1項第1号、第7条の3及び第13条の規定を適用する。

(職員の苦情の処理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第14条 令和17年3月31日までの間における第14条の規定による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第2条の規定の適用については、同条第2号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第15条 職員の退職管理に関する規則第22条各号に掲げる職に就いている職員（以下「管理職員」という。）であった者が、改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により職員として採用された場合においては、その者に対する第16条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条の規定の適用については、同条第2号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

2 この規則の施行前に、管理職員であった者が旧法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合においては、その者に対する第16条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

(地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

第16条 一部改正等条例附則第2条第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第17条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 暫定再任用短時間勤務職員 一部改正等条例附則第2条第4項
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 一部改正等条例附則第2条第3項（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた一部改正等条例附則第2条第2項

(雑則)

第18条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

栃木県人事委員会規則第9号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(教務手当)
第4条 教務手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。
 (1) 略

 (2)～(4) 略
 (5) 次に掲げる教育研究機関において講師として県の行う研修、講習又は養成等のための授業に従事した職員
 ア 衛生福祉大学校_____、
 県央産業技術専門校又は農業大学校において本務外として従事したとき。 1時間につき 300円
 イ 略
 2 略

 (特殊勤務手当の支給日)
第30条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。ただし、第4条第1項第5号に掲げる職員に対する教務手当については、一の研修等の計画に係る分を当該研修等の終了した日後において支給することができる。

(教務手当)
第4条 教務手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。
 (1) 略
(2) 県南高等看護専門学院において主として教務に従事する職員
 ア 主任教授 1月につき 給料の月額の100分の2.5に相当する額(1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)
 イ アに掲げる職員以外の職員 1月につき 給料の月額の100分の5に相当する額(1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)
 (3)～(5) 略
 (6) 次に掲げる教育研究機関において講師として県の行う研修、講習又は養成等のための授業に従事した職員
 ア 衛生福祉大学校、県南高等看護専門学院、県央産業技術専門校又は農業大学校において本務外として従事したとき。 1時間につき 300円
 イ 略
 2 略

 (特殊勤務手当の支給日)
第30条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。ただし、第4条第1項第6号に掲げる職員に対する教務手当については、一の研修等の計画に係る分を当該研修等の終了した日後において支給することができる。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年栃木県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係) 行政職給料表級別職務表		別表第1(第3条関係) 行政職給料表級別職務表	
職務の級	職務	職務の級	職務
略		略	
6級	1～3 略 <u>4 児童福祉専門監の職務</u> 5～15 略	6級	1～3 略 4～14 略
7級	1～3 略 <u>4 困難な業務を行う児童福祉専門監の職務</u> 5～11 略	7級	1～3 略 4～10 略
8級	<u>1～3</u> 略	8級	<u>1 危機管理監の職務</u> <u>2～4</u> 略

			<u>林事務所</u>	務所及び県北環境森林事務所の所長に限る。)	
				所長(県西環境森林事務所及び県北環境森林事務所の所長を除く。) 次長	4種
				部長(県西環境森林事務所及び県北環境森林事務所の部長に限る。)	5種
			<u>小山環境管理事務所</u>	所長	4種
			<u>矢板森林管理事務所</u>	所長	4種
			<u>林業センター</u>	場長	4種
略	略	略	略	略	略
衛生福祉大学校	略	略	衛生福祉大学校	略	略
	副校長 部長(保健看護学部、 歯科技術学部及び臨床 検査学部の部長を除く。)	略		副校長 部長() 歯科技術学部及び臨床 検査学部の部長を除く。)	略
	略	略		略	略
略	略	略	<u>県南高等看護専門学院</u>	院長	4種
略	略	略	略	略	略
児童相談所	略	略	児童相談所	略	略
	所長(中央児童相談所の所長を除く。) <u>児童福祉専門監</u>	略		所長(中央児童相談所の所長を除く。)	略
略	略	略	略	略	略
食肉衛生検査所	略	略	食肉衛生検査所	略	略
<u>環境森林事務所</u>	所長(県西環境森林事務所及び県北環境森林事務所の所長に限る。)	3種			
	所長(県西環境森林事務所及び県北環境森林事務所の所長を除く。)	4種			

9 級	1 種	114,700円 (知事の事務部局の本庁の部長及び危機管理防災局長にあっては、130,300円)	9 級	1 種	114,700円 (知事の事務部局の本庁の部長 _____ にあっては、130,300円)
	略	略		略	略
略			略		
2～6 略			2～6 略		

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第5条の2 条例第6条の2第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>ア 本庁のうち<u>危機管理防災局</u>に勤務する職員が行う災害発生に係る緊急業務に関する情報連絡等を主とする宿日直勤務</p> <p>イ～カ 略</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第5条の2 条例第6条の2第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる宿日直勤務</p> <p>ア 本庁のうち<u>県民生活部</u>に勤務する職員が行う災害発生に係る緊急業務に関する情報連絡等を主とする宿日直勤務</p> <p>イ～カ 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第10号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 護衛等業務</p> <p>ア 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の身辺の<u>警衛及び内閣総理大臣、国賓等の身辺の警護の業務</u> 1日につき 1,150円</p> <p>イ アに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛 _____ その他人 人事委員会が認める護衛等の業務 1日につき</p>	<p>(警察職員の特殊勤務手当)</p> <p>第7条 警察職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業又は業務に従事する者に支給するものとし、その手当の額は当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 護衛等業務</p> <p>ア 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の身辺の<u>警衛業務</u> _____ 1日につき 1,150円</p> <p>イ アに掲げる皇族以外の皇族の身辺の警衛、<u>内閣総理大臣、国賓等の身辺の警護</u>その他人 人事委員会が認める護衛等の業務 1日につき</p>

		児童相談所	児童福祉専門監 所長補佐
		食肉衛生検査所	略
		環境森林事務所	次長 部長
		小山環境管理事務所	所長補佐
		矢板森林管理事務所	所長補佐
		略	略
略			
教育委員会	事務局		略
		教育政策課	略
		略	略
		高校教育課	略
		略	略
	教育機関		略
		略	略
		図書館	略
		略	略
		略	略

備考

- 1～5 略
- 6 この表の知事部局の部本庁の款中「幹事課企画調整担当の副主幹、係長及び主査」とは、部又は危機管理防災局内全般の人事に関する事務を総括する副主幹（前項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）、係長及び主査をいう。
- 7～9 略
- 10 この表の知事部局の部本庁の款財政課の項中「副主幹」、「係長」及び「主査」とは、予算編成に係る重要な行政上の決定に参画する副主幹、係長及び主査をいう。
- 11～15 略
- 16 この表の教育委員会の部事務局の款教育政策課の項中「人事又は給与に関する企画担当の副主幹、係長及び主査」とは、教育委員会事務局全般の人事若しくは給与又は公立学校職員の給与に関する事務の企画を担当する副主幹（第5項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）、係長及び主査をいう。
- 17 この表の教育委員会の部事務局の款教育政策課の項中「人事又は給与に関する企画担当

		食肉衛生検査所	略
		略	略
略			
教育委員会	事務局		略
		総務課	略
		略	略
		高校教育課	略
		特別支援教育室	室長 室長補佐
		略	略
	教育機関		略
		略	略
		図書館	略
		美術館	副館長
	博物館	副館長 管理部長	
	略	略	

備考

- 1～5 略
- 6 この表の知事部局の部本庁の款中「幹事課企画調整担当の副主幹」とは、部又は国体・障害者スポーツ大会局内全般の人事に関する事務の企画を担当する副主幹（前項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）をいう。
- 7～9 略
- 10 この表の知事部局の部本庁の款財政課の項中「副主幹」及び「係長」とは、予算編成に係る重要な行政上の決定に参画する副主幹及び係長をいう。
- 11～15 略
- 16 この表の教育委員会の部事務局の款総務課の項中「人事又は給与に関する企画担当の副主幹、係長及び主査」とは、教育委員会事務局全般の人事若しくは給与又は公立学校職員の給与に関する事務の企画を担当する副主幹（第5項の課長補佐以外の課長補佐を含む。）、係長及び主査をいう。
- 17 この表の教育委員会の部事務局の款総務課の項中「人事又は給与に関する企画担当

の主任又は主事」とは、当該主任又は主事の
うち、教育委員会事務局全般の人事若しくは
給与又は公立学校職員の給与に関する事務の
企画に主となって従事する主任又は主事をい
う。

18 略

の主任又は主事」とは、当該主任又は主事の
うち、教育委員会事務局全般の人事若しくは
給与又は公立学校職員の給与に関する事務の
企画に主となって従事する主任又は主事をい
う。

18 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第12号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年栃木県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係） 1 市又は町			別表（第2条関係） 1 市又は町		
市又は町	組織	職	市又は町	組織	職
略			略		
市 貝 町	略	略	市 貝 町	略	略
	町 長 部 局	課長 総務課長補佐 総務課庶務係庶務担当 係長 <u>企画財政課長補佐</u> <u>企画財政課ふるさと創生係財政担当係長</u> 会計管理者		町 長 部 局	課長 総務課長補佐 総務課庶務係庶務担当 係長 <u>企画振興課長補佐</u> <u>企画振興課企画財政係財政担当係長</u> 会計管理者
		略			略
芳 賀 町	議会事務局	<u>参事 事務局長</u>	芳 賀 町	議会事務局	<u>事務局長</u>
	町 長 部 局	<u>部長 参事 課長 園長 主幹</u> 総務課庶務 人事係長 企画課みらい創生係長 企画課財政係長 会計管理者		町 長 部 局	<u>部長</u> <u>課長 園長</u> <u>総務課庶務人事係長</u> 企画課みらい創生係長 企画課財政係長 会計管理者
		略			略
		教育委員会事務局			<u>参事 課長</u>
	略	略		略	略
略			略		
塩 谷 町	議会事務局	<u>事務局長 主幹</u>	塩 谷 町	議会事務局	<u>事務局長</u>
	略	略		略	略
	農業委員会事務局	<u>事務局長 主幹</u>		農業委員会事務局	<u>事務局長</u>

	教育委員会 事務局	課長 主幹 所長
	略	略
略		
那須町	略	略
	町長部局	課長 主幹 総務課長 補佐 企画政策課長補 佐 財政課長補佐 総 務課総務係長 総務課 人事係長 財政課財政 係長 会計管理者
	略	略
略		
2 一部事務組合		
一部事務組合及び組織		職
略		
芳賀地区広域行政事務 組合		事務局長 総務課長 管理課長 会計課長 所長 室長 会計管理者
略		
3 広域連合		
広域連合及び組織		職
栃木県後期高齢者医療 広域連合		事務局長 事務局次長 課長 会計管理者
備考 略		

	教育委員会 事務局	課長 _____ 所長
	略	略
略		
那須町	略	略
	町長部局	課長 主幹 総務課長 補佐 企画財政課長補 佐 総務課総務防災係 長 _____ 総務課 人事係長 企画財政課 財政係長 会計管理者
	略	略
略		
2 一部事務組合		
一部事務組合及び組織		職
略		
芳賀地区広域行政事務 組合		事務局長 総務課長 管理課長 会計課長 所長 所長補佐 会計管理者
略		
3 広域連合		
広域連合及び組織		職
栃木県後期高齢者医療 広域連合		事務局長 事務局次長 総務課長 会計管理者
備考 略		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。